

藤沢市下水道施設官民連携業務に関する基本契約書（案） 新旧対照表

変更前（旧）	変更後（新）
（一般的損害） 第51条 受託者の本契約の違反その他受託者の責めに帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。 2 委託者の本契約の違反その他委託者の責めに帰すべき事由により、受託者に損害が生じた場合、<u>受託者は委託者</u>に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。	（一般的損害） 第51条 受託者の本契約の違反その他受託者の責めに帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。 2 委託者の本契約の違反その他委託者の責めに帰すべき事由により、受託者に損害が生じた場合、<u>委託者は受託者</u>に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
別紙2 契約不適合期間 各業務の契約不適合期間については、以下に定めるとおりとする。	別紙2 契約不適合期間 各業務の契約不適合期間については、以下に定めるとおりとする。 <u>なお、契約不適合期間の開始日（起算点）は成果物の引渡日とする。</u>